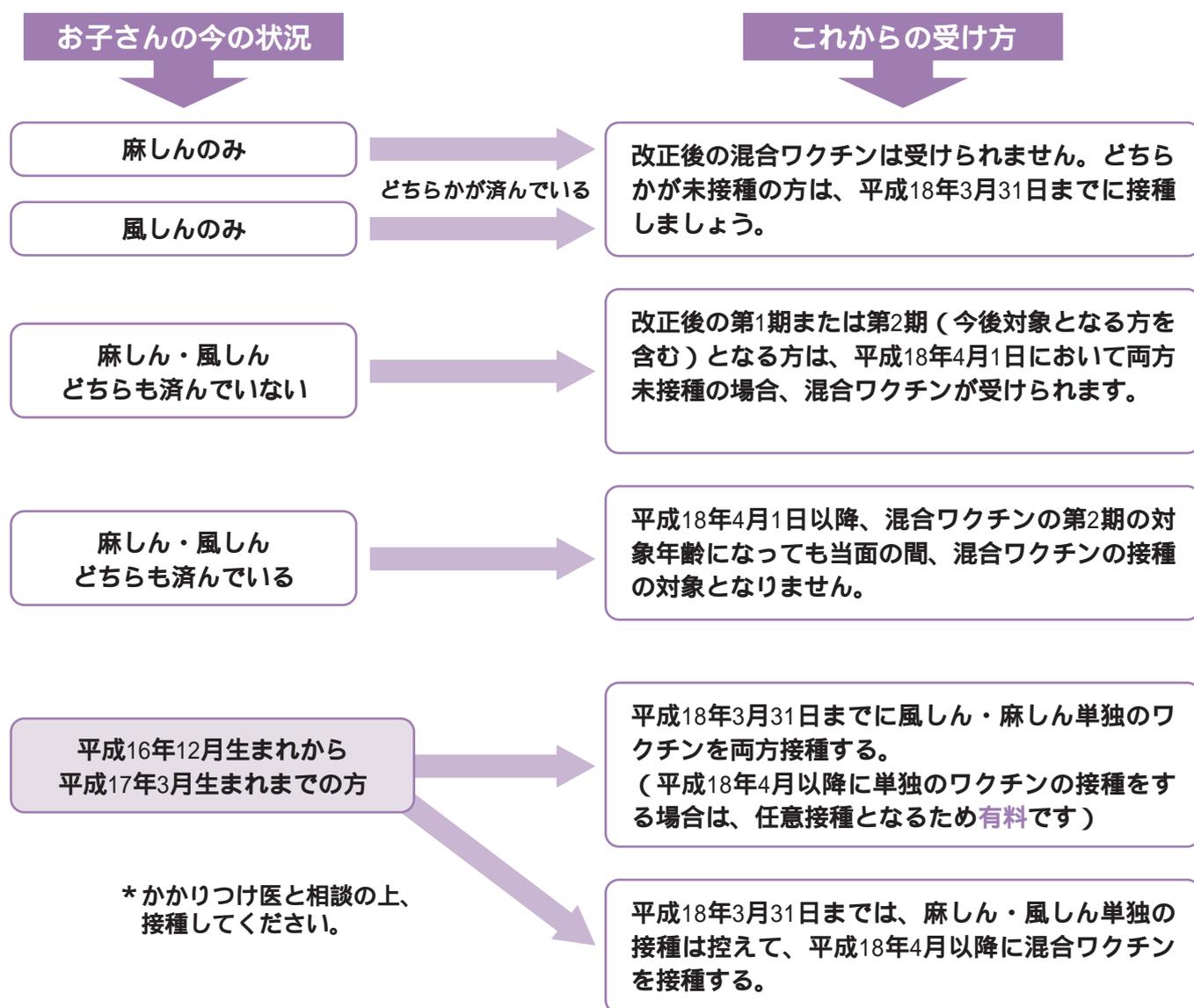


麻疹・風しんの予防接種が変わります

～混合ワクチンの2回接種が導入されます～

予防接種法の改正により、平成18年4月1日から麻疹・風しんの予防接種の受け方が変わります。

現在は12ヵ月から生後7歳6ヵ月までに麻疹、風しんワクチンをそれぞれ1回ずつ接種していますが、平成18年4月1日からは麻疹風しん混合ワクチンを2回接種する方法が変わります。混合ワクチンの第1期の接種年齢は生後12ヵ月から24ヵ月まで、第2期は小学校就学前の1年間です。年齢等が改正後の混合ワクチンの対象年齢の範囲内であっても、今までに麻疹、風しんワクチンを両方受けた方、またはどちらか片方の接種を受けた方は当面の間、混合ワクチンの接種の対象になりません。平成18年4月以降に麻疹、風しんの単独のワクチンの接種をする場合は、任意接種となるため接種料金が有料になります。接種希望のある方は平成18年3月31日までに早めに接種をしてください。



不明な点は下記へお問い合わせください。

住民福祉課保健予防係 ☎ 62-9134 (有) 9134